

## 第1 審査会の結論

平成29年10月23日付けの開示請求（以下「本件請求」という。）に対して、平成29年12月5日付けで宮崎県教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った公文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）において不開示とした情報のうち、別表の「開示すべき」とした情報については開示すべきであるが、その他の決定は妥当である。

## 第2 諮問事案の概要

### 1 公文書開示請求

審査請求人は、実施機関に対し、以下2件の内容などについて本件請求を行った。なお、その他の請求内容については、審査請求の対象ではないため、本答申では言及しない。

- (1) 平成25年1月1日から平成29年10月23日までに宮崎県で死亡した小学生、中学生及び高校生の記録（自殺、事故死、病死が理解できる文書。）（以下「請求公文書1」という。）
- (2) 平成25年1月1日から平成29年10月23日までに学生が妊娠した文書又はもし妊娠した場合に学校の対応が理解できる文書。（以下「請求公文書2」という。）

### 2 実施機関の決定

実施機関は、請求公文書1及び請求公文書2について本件決定を行い、審査請求人に通知した。

### 3 審査請求

審査請求人は、本件決定に対して平成29年12月8日に審査請求を行った。

なお、審査請求人より平成30年5月9日に審査会に対し全ての事案について審議を行うのではなく、一部についての審議を行うよう要請があった。

## 第3 審査請求の内容

### 1 審査請求の趣旨

「公文書部分開示決定処分を取り消す」との裁決を求めるものである。

### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する本件審査請求の理由は、審査請求書及び反論書によると、おおむね次のとおりである。

#### (1) 審査請求書

56面中56面真っ黒にし560円を取ろうという根性が汚い。名前は隠しても良いがそれ以外は開示すべき。

#### (2) 反論書

ア 事故死については、テレビ等のメディアで全て実名で年齢も地域も公表され

るので、問題なく開示されるはずである。

イ 病死については、病名を知ることは全くプライバシーと関係ないので公表すべきである。

ウ 3名の自殺についても、テレビ等のメディアですでに取り上げられていて、これが教育委員会の言うところの「群発自殺」との因果関係などない。

エ これが虐めによるものなのか、教師による暴力あるいは強姦等性暴力によるものか、一切県民が知ることはできない、すなわち今後の自殺防止への県民と県との取組を教育庁は一切拒否することである。

オ 妊娠した学生へのその後の教育庁の対応を必ず公開してください。

#### 第4 審査請求に対する実施機関の説明等

1 実施機関は、弁明書において、請求された公文書を以下のとおり特定している。

(1) 請求公文書1について

ア 県立高等学校管理運営規則第49条により、当該県立学校から県教育委員会に対して提出された生徒事故報告書(10部)(以下「請求公文書1-1」という。)

イ 当該市町村立学校から市町村教育委員会へ提出された児童生徒事故報告書を当該市町村教育長の判断で県教育委員会に対して情報提供されたもの(17部)(以下「請求公文書1-2」という。)

ウ 当該市町村教育委員会から電話による報告を受けた当該教育事務所から本課への電話による報告のメモ(1部)(以下「請求公文書1-3」という。)

(2) 請求公文書2について

ア 妊娠した生徒の在籍校を所管する当該市町村教育委員会から電話による報告を受けた当該教育事務所から本課への電話による報告のメモ(1部)(以下「請求公文書2-1」という。)

イ 妊娠した生徒が在学する高等学校から本課への電話による報告のメモ(1部)(以下「請求公文書2-2」という。)

2 また、本件決定を行った理由として、弁明書において以下のとおり説明している。

本件対象文書には、当該児童生徒の氏名、学年・年齢及び性別のほか、学校名、学校の所在地等学校の特定につながる情報、学校生活の状況や家庭環境などといった事故の背景事情や事故に至る経緯を含めた当該児童生徒の個人的な特性に関する情報、事件発生の日時及び場所の特定につながる情報等が記載されているものであり、これらは全体として新聞報道等の他の情報と照合することにより、当該児童生徒を識別することができるものといえる。

したがって、本件対象文書の不開示部分に記録されている情報は、遺族及び当該児童生徒個人のプライバシーに深く関わる情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益が害されるおそれがあるため、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

また、子どもは被暗示性や被影響性が高く、群発自殺(ある人の自殺が、他の複数の自殺を引き起こす現象)に巻き込まれやすいことが指摘されており、本件対象

文書を一般県民に開示することで、更なる悲劇を生み出す可能性も否定できないと考え、対象文書中のプライバシーに係る内容についてはより慎重に取り扱い、不開示とした。

## 第5 審査の経過

当審査会は、本件審査請求について、以下のように審査を行った。

年 月 日	審 議 の 経 過
平成30年 2月19日	諮問を受けた。
平成30年 3月19日	諮問の審議を行った。
平成30年 6月 6日	諮問の審議を行った。
平成30年 6月13日	審査会より実施機関に対し、諮問庁説明書の提出を求めた。
平成30年 7月20日	実施機関より諮問庁説明書の提出があった。
平成30年 8月28日	諮問の審議を行った。
平成30年12月12日	諮問の審議を行った。
平成31年 1月30日	諮問の審議を行った。

## 第6 審査会の判断理由等

当審査会は、本件決定の妥当性について一部の文書についてインカメラ審査（実施機関の行った本件決定について迅速かつ適切に判断するために、審査会の委員が本件決定に係る公文書を実際に見分して審査を行うこと）により、不開示情報の該当性について検討を行うこととし、調査、審議した結果、以下のように判断する。

### 1 請求公文書の性質等について

実施機関が本件対象公文書において非開示とした情報は多岐にわたるが、請求公文書1については事故者である児童生徒が死亡するに至った事故に関する情報が記載された文書、請求公文書2については、生徒の妊娠が発覚した背景等が記載された文書であり、これらの情報は、言及するまでもなく明らかに秘匿性の高い個人情報として個人の権利利益の保護に欠けることのないよう慎重な判断が必要である。

開示を原則とする宮崎県情報公開条例（以下「条例」という。）においても、条例第3条において実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならないと規定されている。

つまり、開示文書に特定の個人を識別することができない情報があったとしてもこれらの情報を公にすると個人の権利利益を害するおそれがあるものについては、不開示とする考え方を採っている。

以上のことを踏まえ、インカメラ審査や実施機関への聞き取りを通して対象公文書を確認したところ、請求公文書1については、事案毎に記載内容の違いはあるものの、おおむね児童生徒が死亡するに至った様子や、その際の保護者、学校の対応等が記録されていると判断できる。

また、請求公文書2については、生徒の妊娠が発覚した学校から、妊娠した生徒の状況や、家族関係について報告を受けたことなどが記録されていることを確認した。

## 2 本件事案に対する本審査会の考え方

条例第8条において、開示請求に係る公文書の一部に不開示情報が記録されている場合においては、開示請求者に対し、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、当該部分を除いた部分につき開示しなければならないと規定されていることから、実施機関が不開示とした情報について、部分開示の余地があるかを検討した。

1で述べたとおり、当該対象公文書については、文書の性質上、明らかに秘匿性の高い個人情報かつ個人識別性のある部分を除いたとしても、それ以外の部分を開示することが、個人の権利利益を害するおそれのある情報がほとんどであり、不開示部分を容易に区分して除くことができるとは言えないものであった。

なお、審査請求人は、病死のうち病名を知ることは全くプライバシーと関係ないので公表すべきと主張しているが、1で整理したとおり、病名を開示したとしても個人は特定できないが、病気によって個人が亡くなっている事案であることから、病名を開示することは亡くなった個人の権利利益を害する情報であると判断する。

以上のことから、対象公文書については、3に掲げる部分を除き、全体として、条例第7条第2項に規定する不開示情報であると判断する。

## 3 公表された様式等に係る部分について

対象公文書において、実施機関が不開示とした情報の一部については、以下の理由等から開示が妥当であると判断する。

### (1) 請求公文書1-1について

実施機関が作成した弁明書において、対象となる文書が県立高等学校管理運営規則第49条により県教育委員会に対して提出された生徒事故報告書と説明している以上、当該規則に基づく様式に係る部分は開示しても支障がないと判断する。

また、事故報告書の報告年について非開示としているが、報告年を開示したとしても、月日や市町村名等その他の部分が不開示であれば、当該生徒を識別することができる情報とは言えないと判断する。

その他、これらを開示することで必然的に明らかになる部分についても、開示すべきである。

### (2) 請求公文書1-2について

実施機関が作成した弁明書において、児童生徒事故報告書という文言を用いている以上、対象となる文書の標題部分を開示しても当然に支障がない事案があると判断する。

また、請求公文書 1 - 1 同様に事故報告書の報告年について非開示としている事案があるが、報告年を開示したとしても、月日や市町村名、更には小中学校別が不開示であれば、当該児童生徒を識別することができる情報とは言えないと判断する。

その他、これらを開示することで必然的に明らかになる部分についても、開示すべきである。

(3) 請求公文書 1 - 3 について

審査請求人より当該事案についての審議は不要との意思を確認できているため、審議は行わない。

(4) 請求公文書 2 - 1 及び請求公文書 2 - 2 について

当該文書で不開示とされているもののうち、生徒指導・安全担当内覧欄、報告を受けた実施機関の職員名及びその内容について報告を受けた職員の氏名については、いずれも実施機関の職員が電話報告を受け、その内容について所属内で共有を図ったという事実であり、個人名の記載があるものの、これらの情報は条例第 7 条第 2 号ただし書ウに該当し、公務員等職務遂行情報と認められる。

また、公務員等職務遂行情報として、これらの情報を開示した場合、一般に閲覧に供されている職員録等から、当該事案の報告を受けた年が明らかになると想定するが、報告を受けた年を開示したとしてもその他の情報が不開示であれば、当該生徒を識別することができる情報とは言えないと判断する。

よって、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

対象公文書	開示すべき情報
請求公文書 1 - 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事故報告書の報告年の部分</li> <li>・ 公表されている様式に記載されている項目</li> <li>・ その他今回開示すべきとした情報を開示することで必然的に明らかになる情報</li> </ul>
請求公文書 1 - 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事故報告書の報告年の部分（記載のある事案に限る）</li> <li>・ 開示しても小中学校別の区分が判明しない事案の標題部分</li> <li>・ その他今回開示すべきとした情報を開示することで必然的に明らかになる情報</li> </ul>
請求公文書 2 - 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生徒指導・安全担当内覧欄</li> <li>・ 報告を受けた実施機関の職員名</li> <li>・ 内容の報告を受けた職員の氏名</li> <li>・ 報告を受けた年</li> </ul>
請求公文書 2 - 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生徒指導・安全担当内覧欄</li> <li>・ 報告を受けた実施機関の職員名</li> <li>・ 報告を受けた年</li> </ul>